

地場産業の新たな流通ルート確立支援事業業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

地場産業の新たな流通ルート確立支援事業

2 委託業務の目的

県内の地場産業は、生活様式の変化や安価な海外製品の台頭により厳しい事業環境が続くなか、長期に渡る新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格、原材料価格の高騰によりますます経営状況が悪化している事業者や、売り上げは若干の回復傾向にある一方で、原油価格、原材料価格の高騰による価格転嫁が進んでおらず経営状況が悪化している事業者が多い状況にある。

こうしたことから、既存商品を用い、既存の卸売業への販売ルートに加えて、生産者と消費者の距離が近い製造小売業や小売業との新たな流通ルートの確立を支援することで、経営基盤の強化を図りつつ、より実態に近い消費者のニーズの把握を可能とし、これまでの B to B だけでなく、B to C も含めた新商品開発や販路開拓の道も拓くことを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）までとする。

4 委託業務内容

(1) 参画事業者の募集

- ・参画事業者の募集にあたっては、効果的な広報を行った上で、事業説明会を開催すること。
- ・参画事業者は地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者 10 者以上を予定しているが、事業者選定は県と協議の上行うこと。

(2) 参画事業者へのヒアリングおよびエントリーシート作成のフォローの実施

- ・参画事業者に対し、現状および課題の把握、要望についてヒアリングを実施するとともに、参画事業者の持つ技術や使用素材の把握に努め、マッチングに使用する既存製品や事業者の特徴をまとめたエントリーシート作成のフォローおよびアドバイスをを行うこと。
- ・エントリーシート等に使用する参画事業者の既存製品の写真撮影を行うこと。
- ・エントリーシートの様式は、本事業を効果的に進めることのできるものを提案すること。

(3) マッチングの実施

- ・参画事業者と販路開拓専門家（以下「専門家」という。）とのマッチングに先駆けて、専門家を産地に派遣し、製造現場の見学や製造体験などを通じて滋賀県や近江の地場産業、伝統的工芸品の技術や素材、歴史的背景への理解を深めること。
- ・専門家は参画事業者のもつ既存製品に適した製造小売業や小売業等のバイヤーなど、独自の流通ルートをもつ者 2 者以上とし、選定は県と協議の上行うこと。な

お、可能な限り、販路先（国内向け、国外向け）や販売方法（直売、EC サイト利用）、取り扱う製品の種別等が異なる、複数の専門家を提案すること。

- ・10 者以上の参画事業者と専門家のマッチングを実施すること。
- ・専門家の派遣場所は8 か所以上とし、場所は県と協議の上行うこと。
- ・マッチングの方法や時期、回数等については、効果的な提案をすること。
- ・マッチング後、取引成立を目指し、受託者および専門家によるアドバイス等のフォローアップを行うこと。
- ・取引が決まった際には、受託者が契約から取引完了まで必要なサポートを行うこと。

(4) その他

- ・参画事業者を通して専門家と産地との間に関係性が構築できるよう努めること。
- ・その他事業遂行に必要となる業務を行うことを、受託者が提案して追加することも可能とする。
- ・参画事業者数が予定（10 者）よりも下回った場合は、県と受託者との協議のうえ、精算額を変更することがある。

(5) 事業実施体制

- ・事業全体をコーディネートする連絡調整者を配置すること。その他、業務に必要な人員体制を整えること。

(6) 報告書の作成

- ・委託業務の実績等を整理した報告書を作成し、県に提出すること。

(7) 費用負担

- ・本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。

5 その他注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用する場合は適正に扱うものとし、仮に問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、密に委託者と連絡調整を行うこと。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (5) 受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、協議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。

- (6) 受託者は、当該受託業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分理解し、個人の権利利益を損害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (7) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (8) 受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後 10 年間これを保存するものとする。また、本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査の対象となることがある。